

会報 全住協

2019
8月



一般
社団法人

全国住宅産業協会

国土交通省との懇談会を開催

当協会は、7月26日(金)にホテルニューオータニにおいて国土交通省との懇談会を開催した。この懇談会は、毎年、国土交通省の幹部と住宅・土地政策の動向についての意見交換や住宅・土地税制などについて要望等を行うものである。

当協会からは、馬場会長を始め牧山代表理事・副会長・専務理事・常務理事・各団体会員代表者・各委員会委員長ほかが出席した。

冒頭、馬場会長は、「消費税10%引上げへの対応策が講じられ、顕著な駆け込み需要は見られなかったが、今後の市場の動向について安心はできず、注視していく必要がある。一次取得者層、若年層、単身者、高齢者など多様な住まい方のニーズにどう応えていくかが、市場開拓、住宅政策の柱になる。国土交通省では『不動産業ビジョン2030』が策定され、この夏から住生活基本計画の見直しの議論が始まる。私も臨時委員として審議会場で積極的に意見を申し上げたい。さらに政府・与党で所有者不明土地、マンション管理についても検討が進められている。住宅の開発・分譲、流通、管理、賃貸、不動産



▲眞鍋住宅局長



▲青木土地・建設産業局長

投資・運用の分野に関わっている会員を有する全住協として、諸政策に一体となって取り組んでいきたい。」などと挨拶した。

その後、国土交通省から眞鍋住宅局長、青木土地・建設産業局長の挨拶があり、(1)住宅政策をとりまく最近の動向、(2)最近の住宅生産行政の動向、(3)不動産業政策の最近の動向、(4)不動産市場の最近の動向、(5)所有者不明土地問題に関する取組みのテーマで各担当課長等から説明がなされた。

また、馬場会長が最近の住宅・不動産の状況や消費者動向などを詳しく説明するとともに、令和2年度住宅・土地税制改正、令和2年度住宅金融支援機構の業務等に関する要望を行った。

最後に諸藤副会長が「建築費上昇や用地価格高騰もあり、厳しい状況が予想されるが、国民の豊かな住生活の実現と住宅不動産の発展のために尽力していく。今後とも国土交通省にご指導をお願いしたい。」と挨拶し、閉会した。

なお、当日は当協会から30名、国土交通省から24名が出席した。

目次

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------------|
| ・国土交通省との懇談会を開催…………… 1 | ・トピックス(住生活女性会議グループディスカッションPart2)… 11 |
| ・令和2年度住宅・土地税制改正要望等を提出… 2 | ・「全住協山岳同好会」活動報告…………… 12 |
| ・宅地建物取引士法定講習のご案内…………… 9 | ・「全住協 新保障制度」のご案内…………… 13 |
| ・不動産後見アドバイザー資格講習会(札幌)のご案内… 10 | ・協会だより…………… 15 |

令和2年度 住宅・土地税制改正要望等を提出

当協会では、「令和2年度住宅・土地税制改正要望」「令和2年度住宅金融支援機構の業務等に関する要望」を以下のとおり取りまとめ、国土交通大臣ほか関係機関に提出した。

令和2年度住宅・土地税制改正要望

わが国経済は、令和への改元、インバウンド需要の増加、ラグビーワールドカップの開催など明るい要因もあるものの、10月に予定されている消費税率の引上げによる消費減退の懸念に加えて、米中貿易摩擦、英国のEU離脱問題など世界情勢の先行きに不透明感が強まっています。

住宅・不動産市場は、平成30年度新設住宅着工戸数は、前年と同水準の95万戸となりました。しかしながら建築コストが高止まっていること、事業用地の取得が厳しい環境にあることなどから販売価格は上昇傾向にあり、平均的な勤労者の住宅取得は厳しい状況となっています。

一方、本年度の税制改正では、空き家の発生を抑制するための特例措置の拡充・延長、買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の拡充・延長などが実現するとともに、消費税率引上げに伴う、駆け込み・反動減対策として住宅ローン減税の控除期間の延長や次世代住宅ポイント制度の創設が措置されました。

住宅産業は、内需主導の持続的な経済成長を下支えする柱であり、重要な役割を担っています。つきましては、住宅市場の活性化を図るため来年度の住宅・土地税制改正について、下記のとおり要望いたしますので、その実現方をお願い申し上げます。

第一 住宅関係税制

1. 住宅税制の抜本的な検討

国民が負担を感じることなく住宅を取得できるよう、消費税を含めた住宅に係る多重な課税について、抜本的な検討が必要である。

[理由]

良質な住宅ストックの形成に向けて、住宅の

取得・保有に係る既存税制と消費税のあり方について、抜本的な検討が必要である。

2. 新築住宅の固定資産税の減額措置の延長

住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限(令和2年3月31日)を延長する。

- ・一般の住宅：3年間 税額2分の1減額
- ・中高層住宅：5年間 税額2分の1減額

[理由]

本軽減措置は、半世紀を超えて措置されている特例措置である。住宅取得の初期負担を一定期間軽減する措置として、国民の住宅取得を支援してきた基盤制度であり、本来は恒久化すべきである。

3. 住宅用家屋の所有権保存登記等に係る登録免許税の特例措置の延長

住宅用家屋に係る登録免許税の特例措置の適用期限(令和2年3月31日)を延長する。

- ・所有権保存登記
(本則)1000分の4⇒(軽減)1000分の1.5
- ・所有権移転登記
(本則)1000分の20⇒(軽減)1000分の3
- ・抵当権設定登記
(本則)1000分の4⇒(軽減)1000分の1

[理由]

住宅取得時における税負担の大きさを勘案した場合、住宅用家屋の所有権保存登記等に係る登録免許税については、少なくとも現行の軽減措置の適用期限を延長する必要がある。

4. 既存住宅に係る固定資産税の特例措置の延長

既存住宅の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修、長期優良住宅化リフォームを行った住宅に係る固定資産税の減額措置の

住宅・土地税制改正要望等

適用期限(令和2年3月31日)を延長する。

- ・耐震改修 2分の1減額
- ・バリアフリー改修 3分の1減額
- ・省エネ改修 3分の1減額
- ・長期優良化リフォーム 3分の2減額

[理由]

耐震化・省エネ性の向上、耐久性の向上を促進するためには、特例措置の延長が必要である。また、バリアフリー化を推進することは、高齢者が自宅でより安全に生活するだけでなく、高齢者が保有する住宅ストックの有効活用にも資する。

5. 認定長期優良住宅に係る特例措置の延長

認定長期優良住宅に係る特例措置の適用期限(令和2年3月31日)を延長する。

[固定資産税]

2分の1減額の特例期間を延長

- ・一般住宅 3年⇒5年
- ・中高層住宅 5年⇒7年

[登録免許税]

- ・所有権保存登記
一般住宅特例 1000分の1.5⇒1000分の1
- ・所有権移転登記
一般住宅特例 1000分の3
⇒戸建住宅 1000分の2
⇒中高層住宅 1000分の1

[不動産取得税]

課税標準からの控除額

一般住宅特例 1200万円⇒1300万円控除

[理由]

長期優良住宅の普及促進を図り、良質な住宅ストックを形成するためには、特例措置の延長は不可欠である。

6. 認定低炭素住宅に係る登録免許税の特例措置の延長

認定低炭素住宅に係る登録免許税の特例措置の適用期限(令和2年3月31日)を延長する。

- ・所有権保存登記
一般住宅特例 1000分の1.5⇒1000分の1

- ・所有権移転登記

一般住宅特例 1000分の3⇒1000分の1

[理由]

環境に配慮した認定低炭素住宅の普及を図るため、特例措置の延長は必要である。

7. 買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税の特例措置の延長

買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税の特例措置の適用期限(令和2年3月31日)を延長する。

- ・所有権移転登記
一般住宅特例 1000分の3⇒1000分の1

[理由]

中古住宅流通市場・リフォーム市場の活性化に資するため、一定の質の向上が図られた中古住宅を取得した場合の特例措置の延長は必要である。

8. 不動産取得税の特例措置の延長

- (1)ディベロッパー等に対する新築家屋のみなし取得時期の特例措置(現行:1年(本則:6か月))の適用期限(令和2年3月31日)を延長する。
- (2)新築住宅用の土地に係る不動産取得税の特例措置(住宅の床面積の2倍(200㎡を限度)相当額を減額)を受ける場合に、土地取得から住宅の新築までの期間要件の特例措置(現行:3年(本則:2年)、やむを得ない事情がある場合は4年)の適用期限(令和2年3月31日)を延長する。
※やむを得ない場合:100戸以上の共同住宅等で、やむを得ない事情があると都道府県知事が認める場合。

[理由]

住宅の建設や販売に要する期間が長期化しており、事業者の負担が増加することになれば、販売価格に転嫁されることとなる。住宅取得時の負担軽減及び不動産流通を活性化させる観点から、特例措置の適用期間を延長すべきである。

住宅・土地税制改正要望等

9. 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の延長

特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の適用期限（令和元年12月31日）を延長する。

※所有期間10年超、居住期間10年以上の居住用財産を譲渡し、一定の居住用財産を取得した場合について、譲渡価額が買換資産の取得価額以下の場合は、譲渡所得には課税されず、取得価額を超える場合は、超える部分について長期譲渡所得の課税が行われる。

[理由]

多様なライフステージ、ライフスタイルの変化にあわせた住替えを支援していくことは、国民の住生活の充実に寄与することになり、同時に住宅ストックと居住ニーズのミスマッチの解消に繋がることから、本特例措置の適用期限を延長すべきである。

10. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度の延長

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度の適用期限（令和元年12月31日）を延長する。

※所有期間5年超の居住用財産を譲渡し、住宅借入金等を利用して新たに一定の居住用財産を取得して居住の用に供した場合は、居住用財産の譲渡損失の金額についてその年の損益通算及び翌年以後3年内の繰越控除を認める。

[理由]

資産デフレによる住宅価格の下落を踏まえ、ライフサイクルに応じた買換えを支援し、多くの国民の豊かな住生活の実現を推進していくためには、本制度による適用期限を延長すべきである。

11. 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度の延長

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度の適用期限（令和元年12月31日）を延長する。

※住宅借入金等を有する所有期間5年超の居住用財産の売却に伴い発生した譲渡損失のうち、住宅ローン残高が譲渡対価を超える場合その差を限度として、その年の損益通算及び翌年以後3年内の繰越控除を認める。

[理由]

住宅価格の下落の影響により、住宅を譲渡しても住宅ローンを返済しきれない住宅所有者を支援し、多様な住まい方を実現するためにも本制度の適用期限を延長すべきである。

12. 既存建築物の耐震改修投資促進のための特例措置の延長

耐震診断義務付け建築物（病院・ホテル・旅館等）について、耐震改修工事を行った場合、固定資産税の特例措置の適用期限（令和2年3月31日）を延長する。

・固定資産税額の2分の1を2年間減額

[理由]

病院・ホテル等の不特定多数が利用する建築物の耐震化を促進するために延長すべきである。

13. マンション建替え事業・マンション敷地売却事業に係る特例措置の延長及びマンションの管理適正化・再生円滑化等を一体的に進めるための措置の検討

(1)マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が取得する要除却認定マンション及びその敷地に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限（令和2年3月31日）を延長する。

(2)マンション建替え事業の施行者等が受ける権利変換手続き開始の登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限（令和2年3月31日）を延長する。

(3)マンションの管理適正化・再生円滑化等を推進するための新たな税制を検討する。

住宅・土地税制改正要望等

[理由]

年々、老朽化マンションが増加し、建替えの必要性が高まっている。多数の権利者を調整して合意形成するためには、税制での特例措置は不可欠であり、延長すべきである。

また、老朽化するマンションを適正に維持・再生するためには、税制上の支援が必要である。

14. 防災街区整備事業に係る特例措置の延長

防災街区整備事業に係る法人税・所得税の特例措置の適用期限(法人税：令和2年3月31日、所得税：令和2年12月31日)を延長する。

- ・ 防災街区整備方針に定める防災再開発促進地区内の危険密集市街地の資産を譲渡して保留床を取得した一定の場合に、譲渡益のうち買換資産に対応する部分の80%相当額まで課税を繰り延べる。

[理由]

防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進し、当該密集市街地の防災機能の確保と土地の合理的・健全な利用を図り、都市の再生を推進するため、本特例の延長は必要である。

15. 住宅ローン減税制度等における床面積要件の緩和

住宅ローン控除、すまい給付金、贈与税の特例、不動産取得税の特例、登録免許税等の軽減措置などの床面積要件(現行：50㎡以上)を緩和する。

[理由]

世帯構成やライフスタイルの変化に伴い、住まい方が多様化してきている。利便性、省エネ性、防犯性等でファミリータイプと同質の居住性能を有する都心居住に適した小規模なマンションの取得にも支援が必要である。

16. 2戸目の住宅取得に対する税制優遇措置の創設

一定の要件を満たす2戸目の住宅取得に対

し、住宅ローン減税制度を適用するなど税制優遇措置を創設する。

[理由]

子育てや介護、Uターン・Iターンなど多様化する居住ニーズに対応するとともに、増加する空き家など住宅ストックを有効活用し、地域の活性化に寄与することにもなる。

17. 空き家対策を推進するための土地の固定資産税の特例措置の創設

空き家の所有者が自発的に撤去や有効活用を目的として当該空き家を取り壊し、取壊し後5年以内に当該土地を活用する場合、現行の住宅地特例(固定資産税の課税標準を6分の1に減額)を適用することとする。

[理由]

空き家を取り壊すことによる、税制上の不利益を解消し、所有者が空き家の除却に対して積極的に取り組むことを支援する必要がある。

第二 土地関係税制

1. 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長

長期保有土地等を譲渡し、特定の事業用資産を取得し事業の用に供した場合に、譲渡資産の譲渡益の80%相当額まで課税を繰り延べる特例措置の適用期限(令和2年3月31日)を延長する。

[理由]

土地の有効利用を促進するとともに、設備の更新、事業の再編を通じて地域経済の活性化を図るためには、延長が必要である。

2. 優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の延長

優良住宅地造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の適用期限(令和元年12月31日)を延長する。

- ・ 所得税 本則15%
⇒特例(2,000万円以下の部分の金額) 10%

住宅・土地税制改正要望等

- ・住民税 本則 5 %
⇒特例 (2,000万円以下の部分の金額) 4 %

[理由]

良好な環境を備えた良質な住宅の建設、宅地の造成事業を促進するために本制度の延長は必要である。

3. 法人の土地譲渡益重課制度の停止期限の延長

法人の土地譲渡益重課制度の停止期限（令和2年3月31日）を延長する。

- ・短期（5年以下）所有土地の場合の特別重課：土地の譲渡利益金額×10%
- ・長期（5年超）所有土地の場合の特別重課：土地の譲渡利益金額×5%

[理由]

平成10年度税制改正において超短期重課制度は廃止され、短期重課制度、長期重課制度については、適用停止となっている。土地取引の活性化・有効利用を促進する観点から本来は、廃止すべきである。

4. 不動産の譲渡等に関する印紙税の特例措置の延長

不動産の譲渡契約書及び工事請負契約書に係る印紙税の特例措置の適用期限（令和2年3月31日）を延長する。

【軽減措置抜粋】

契約金額	本 則	軽減措置
500万円超～1,000万円以下	10,000円	5,000円
1,000万円超～5,000万円以下	20,000円	10,000円
5,000万円超～1億円以下	60,000円	30,000円
1億円超～5億円以下	100,000円	60,000円
5億円超～10億円以下	200,000円	160,000円
10億円超～50億円以下	400,000円	320,000円
50億円超	600,000円	480,000円

[理由]

住宅取得コストを軽減することはもとより、不動産取引の活性化を図るため、原則廃止すべきである。

5. 住宅地における良好な街並みの維持に資する相続税の非課税制度等の創設

被相続人が居住していた住宅を、同居していた相続人が相続した場合には、その住宅及びその敷地について相続税を非課税又は徴収猶予とする。

[理由]

相続対策の一環として、住宅の取壊しを含む敷地の一部又は全部の売却により、細分化や不整形化が進行し、住宅地の当初の開発理念を維持することが困難となり、良好な居住環境が悪化している事例が指摘されている。

敷地細分化を防止し良好な街並みの維持を図る観点から、非課税又は徴収猶予とする制度を創設する必要がある。

6. 個人の不動産所得に係る損益通算の特例措置の改善

個人の不動産所得における土地取得のための借入金利子の損益通算制限を廃止する。

[理由]

住宅不動産投資に対するインセンティブを付与するとともに、投資事業を通じた良質な賃貸住宅の供給円滑化により、単身者の住宅ニーズに応える必要がある。

令和2年度住宅金融支援機構の業務等に関する要望

わが国経済は、令和への改元、インバウンド需要の増加、ラグビーワールドカップの開催など明るい要因もあるものの、10月に予定されている消費税率の引上げによる消費減退の懸念に加えて、米中貿易摩擦、英国のEU離脱問題など世界情勢の先行きに不透明感が強まっています。

住宅・不動産市場は、平成30年度新設住宅着工戸数は、前年度と同水準の95万戸となりました。しかしながら建築コストが高止まっていること、事業用地の取得が厳しい環境にあることなどから販売価格は上昇傾向にあり、平均的な勤労者の

住宅・土地税制改正要望等

住宅取得は厳しい状況となっています。

つきましては、良質なストックの形成に向けて金融面から政策的に誘導することは重要であり、住宅投資の拡大を図る観点からフラット35、リフォーム融資など、融資制度の一層の拡充、運用の改善をお願い申し上げます。

I. 融資内容について

1. 返済比率の緩和

年収に占める年間合計返済額の割合（総返済負担率）を緩和していただきたい。

- ・ 400万円未満
（現行）30%以内→（要望）35%以内
- ・ 400万円以上
（現行）35%以内→（要望）40%以内

[理由]

自己資金に余力のない子育て世代の住宅取得を支援するため、総返済負担率を緩和していただきたい。

2. フラット35Sの優遇金利適用期間の延長

フラット35Sは、住宅の性能等により当初5年又は10年間にわたり融資金利が0.25%引き下げられているが、全期間にわたり融資金利を引き下げる制度（引下げ幅縮小は可）を創設するとともに、引下げ期間については現行制度との選択制とする。

[理由]

消費者の選択の幅を拡げるため、全期間にわたり融資金利を引き下げる制度を創設していただきたい。

3. 借入対象費用（諸費用）の拡充

引越費用、家具家電の購入費用、住宅履歴情報の登録費用等について、借入対象となる住宅の費用に追加する。

[理由]

借入対象費用の諸費用相当額は徐々に拡大されつつあるが、引越費用、家具家電の購入費用、住宅履歴情報の登録費用についても融資の対象

とすることは、自己資金に余力のない子育て世代の住宅取得を支援する上で重要である。

4. リフォーム融資の拡充

- (1) リフォーム融資の限度額を引き上げる。
（現行）1,000万円→（要望）2,000万円
- (2) リフォーム融資の対象に省エネ改修工事を追加する。

[理由]

近年における地震災害の頻発を踏まえ、既存住宅の耐震改修を進めることは喫緊の課題である。大規模な改修の場合には、現行の限度額では不足することがある。

また、地球温暖化防止に向け家庭部門のCO₂排出の削減を図るため既存住宅の省エネ性能の向上を促進する必要がある。

5. フラット35の9割超融資の上乗せ金利の引下げ等の実施

- (1) フラット35の9割超融資の上乗せ金利（+0.26%）を引き下げる。
- (2) 上乗せ金利は9割超の部分に限定し、9割以下の部分には元の金利（上乗せしない金利）を適用する。

[理由]

9割超融資の上乗せ金利は、本年10月から0.26%に引き下げられることが措置されているところであるが、住宅市場を活性化させるため、さらなる引下げが必要である。

6. まちづくり融資制度の拡充

住宅・不動産市場活性化のための緊急対策及び経済危機対策で措置されていた「有効空地確保事業」を復活する。

[理由]

現在、マンション建替え事業を始め5タイプの事業が融資対象となっているが、以前措置されていた「有効空地確保事業」は、依然として中堅事業者の資金調達手法として有効な制度である。

住宅・土地税制改正要望等

7. リバースモーゲージの普及の促進

機構が提供するリバースモーゲージ型住宅ローン及び機構の住宅融資保険を活用した民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の住宅ローン（建設・購入資金）について、一層の普及の促進を図る。

[理由]

今後、老朽化マンションの建替えが大きな課題となる。高齢者の資金負担を軽減する方策として、リバースモーゲージが重要である。

8. 残価設定型住宅ローン等の検討

新しい住宅ローンとして、「残価設定型住宅ローン」など、多様な住宅ローンのあり方について検討を深めていただきたい。

[理由]

子育て世代の住宅ローン負担の軽減や住替えの促進を支援するため、新たな低金利ローンの商品化が求められている。

II. 運用の改善について

1. フラット35の融資率9割を超える場合の審査の改善

フラット35の融資率9割を超える場合、より慎重に審査を行うこととなっているが、9割以下の融資の場合と同様の審査としていただきたい。

[理由]

審査が厳しいため、利用しにくい状況になっている。9割超融資の円滑な実施は、自己資金に余力のない子育て世代の住宅取得を支援する上で重要である。

2. 産休・育休者に対しての審査の改善

産休・育休者の収入の取扱いについて、産休前の収入又は復職後の見込み収入等を勘案し、産休・育休者の収入が加算されるよう検討いただきたい。

[理由]

共働き世帯が多い中であって、産休・育休者の

収入加算条件が購入判断の足かせとなっている。復職する意欲のある女性であっても、産休・育休に入ると所得ゼロとみなされる審査を見直していただきたい。

3. 年収の審査方法の改善

年初の1～3月の申込みの場合、現行制度では前年収ではなく前々年の収入となるため（年度切替えの審査のため）、前年の収入（源泉徴収票等）による審査に改める。

[理由]

政策的な後押しもあって近年収入が増加傾向にあるが、1～3月に申込みをした場合、前年収ではなく前々年の収入が審査対象となる。そのため前年収が前々年の収入より上がっているにもかかわらず、購入を諦めざるを得ないケースがある。収入増がタイムリーに反映される方法にしていきたい。

4. 個人情報情報によるローン否決に対する緩和措置

携帯電話代金、オートローン、奨学金等の支払い遅延等による場合の審査基準の緩和を検討いただきたい。

[理由]

異動情報に登録されない短期間の支払い遅延について審査基準を見直していただきたい。給与口座以外の口座で携帯電話の料金等の自動振替を設定していて、残高不足に気付かなかった場合であっても利用可能となることを希望する。

5. フラット35の申込者要件の弾力的な運用

永住許可を受けていない外国人にも、日本在住期間、勤続期間、自己資金比率、保証人（日本人）等の条件を付して、フラット35を利用できるよう検討していただきたい。

[理由]

国内における外国人の住宅取得意欲を実現し、居住の安定に資することになるので、一定の条件を付して弾力的な運用をお願いしたい。

住宅・土地税制改正要望等

6. 団体信用生命保険(3大疾病保障付)加入条件の緩和

3大疾病保障付の場合の現行の加入条件(満15歳以上満51歳未満)を緩和し、満51歳以上でも加入できるよう検討していただきたい。

[理由]

フラット35の申込要件が、申込時の年齢が満70歳未満となっていることから、同様の扱いとする。

7. 団体信用生命保険未加入時に係る審査金利の見直し

団体信用生命保険に加入しない場合、貸出金利から団信保険料を控除(▲0.2%)した金利で審査をしていただきたい。

[理由]

全ての申込者が団体信用生命保険に加入する前提で貸出金利に0.2%上乘せされた金利で審査が行われており、団体信用生命保険に加入しない場合、融資限度額が下がることとなり資金計画に影響がある。

8. 申込書類、手続き等の一層の簡素化

(1)金融機関によって、必要書類が異なるため統一していただきたい。

(2)物件の契約等で引渡しまでの期間が短い場合は、全ての書類が揃わなくても、条件付きの審査も可能となるよう弾力的な対応を検討いただきたい。

[理由]

取扱金融機関によって、求められる書類が異なるため統一していただきたい。また、勤務先の会社印が必要な場合等には、一定期間が必要となる。

9. 完済時年齢の引上げ

住宅ローン完済時の年齢(現行:80歳未満)を「85歳未満」に引き上げていただきたい。

[理由]

民間金融機関では、完済時の年齢が「85歳未満」まで引き上げられているケースがある。

10. 兄弟姉妹による連帯債務等について

兄弟姉妹による連帯債務・購入物件の共有を認めていただきたい。

[理由]

民間金融機関では、兄弟姉妹による連帯債務等を認めているケースがある。

宅地建物取引士法定講習

宅地建物取引士法定講習のご案内

1. 講習日

令和元年10月23日(水)

2. 講習時間

9:45(受付)~17:50

3. 受講対象者

東京都・埼玉・千葉・神奈川・静岡の各県に登録済みで、新たに取引士証の交付を希望する方及び有効期限が平成31年10月23日から平成32年4月22日までの取引士証をお持ちで更新を希望する方。

4. 申込み先・問合せ等

(一社)全国住宅産業協会 事務局

住所 千代田区麹町5-3 麹町中田ビル8階

TEL 03-3511-0611

詳細はホームページの案内をご参照ください。

5. 講習会場

連合会館

(JR御茶ノ水駅聖橋口下車徒歩5分)

住所 千代田区神田駿河台3-2-11

TEL 03-3253-1771

「不動産後見アドバイザー」資格講習会(札幌)のご案内

組織委員会では、後見制度と不動産について東京大学教育学研究科と共同研究を行っていますが、このたび、下記により標記資格講習会を開催いたします。

1. 開催日時

令和元年10月17日(木)～18日(金)

9:50～17:30

2. 会場

札幌第一ホテル

3. 受講対象

- (1) 当協会会員(企業会員、賛助会員、団体会員協会所属会員)
- (2) 会員外(後見制度と不動産に関心のある一般の方、会員外の住宅・不動産事業者、福祉関連事業者、行政担当者等)

4. 受講料(消費税込み)

会員 30,000円 会員外 40,000円

※早期割引キャンペーン

「開催日の1か月前までに受講申込みをされた場合は、下記の金額とします。」
会員 20,000円 会員外 30,000円

5. 定員

70名(定員に達し次第、締切り)

6. 更新

2年(更新料 会員8,000円、会員外10,000円
(消費税込み))

7. 修了要件

- (1) 講習会2日間の全講義受講
 - (2) 講習2日目に実施する「理解度確認テスト」への合格
- ※テストは、2日間の講義内容・講習テキスト内容等から出題予定

8. 結果発表

- (1) 全受講者へ「結果通知書」を後日送付
- (2) 合格者には「合格証」を後日送付

9. 主催等

- (1) 主催：(一社)全国住宅産業協会
- (2) 監修：東京大学 教育学研究科
生涯学習論研究室

10. 講習内容

1日目：10月17日(木)

不動産後見アドバイザー資格の目的・内容
高齢社会の現状と成年後見の社会的背景
法定後見制度の基礎
任意後見制度の基礎
不動産関連業者による相談対応・支援 ～相続と遺言
不動産関連業者による相談対応・支援 ～信託とファイナンス

2日目：10月18日(金)

住まいに関する法制度、 高齢者・障がい者に関する法制度
住宅セーフティネットに係る居住支援
高齢者に関する居住支援
要配慮者の理解
要配慮者との不動産取引に関する実務
建築関連法規の解説と実務
理解度確認テスト

11. 今後の開催予定

令和2年1月～3月：那覇、鹿児島、東京

12. 備考

- ・当協会会員に加え、会員外・住宅不動産以外の分野に関しても前回から受講対象に変更
- ・受講申込者へ、受講料入金確認後に講習テキストを事前送付
- ・講義内容・カリキュラム等について、リニューアル後の開催

13. 申込み・問合せ先

(一社)全国住宅産業協会 事務局

TEL 03-3511-0611

[URL] <http://www.zenjukyo.jp/>

住生活女性会議グループディスカッションPart 2を開催

5月27日(月)、弘済会館にて住生活女性会議グループディスカッションPart 2を開催し、21社32名が参加した。



【今回のテーマ】

①働く環境と働き方改革

～頑張っている女性の声を届けよう～

②わたしの令和ステージ

～それぞれのこだわり～

参加者は5つのグループに分かれてディスカッションを行い、次のような意見が出された。

テーマ①：働く環境と働き方改革

- ・意見を反映しやすい職場環境をつくるために女性役員を増やし、自らも目指していく。
- ・「働き方改革」という言葉が独り歩きしている。労働条件は当然重要だが、会社の利益を生むことが前提である。
- ・セクハラ、パワハラの相談窓口が社内や部署内に設置されていることが多く、相談しづらい。外部窓口の設置が必要だと思う。
- ・産休、育休からスムーズに職場復帰するために、業務内容や勤務時間を考慮した方が良い。
- ・若手社員に成功体験を積ませて長く勤められるような環境づくりが必要。

テーマ②：わたしの令和ステージ

- ・「Think globally, act locally」

世界的な情勢などを考えながら、足元のことから何ができるか考えて行動していきたい。

- ・プライベートの充実を図り、人生を楽しみながら仕事について考えていく。
- ・過去の経験や既存のツールに囚われず、新しい価値観を取り入れて自分自身をアップデートしていきたい。
- ・お客様や職場の人の「ありがとう」で達成感を得られる。相手を喜ばせることがこだわり。
- ・語学や資格などの自己投資をしていく。スキルアップすることで自分に自信を持ちたい。



柳内座長は「今回は『～したい』という意見が多かったが、そのためにどうしたらよいかを考え、行動していく必要がある。自分が中心になるという自覚を持って活躍してほしい。」と語った。また、北澤副座長が「今回は皆さんの意見が聞けた素晴らしい時間だった。異なる意見の中で、自分はどの意見を選ぶかということを学んでもらいたい。」と呼び掛けた。

終了後、参加者からは「新しい意見が聞けて良かった。」「自分の意見が明確になった。」などの声が上がった。



「全住協山岳同好会」活動報告

全住協山岳同好会では2か月に1回登山を行っています(今年は、2、4、6、8、10、12月)。2月 金時山(神奈川県)、4月 丹沢・塔ノ岳(神奈川県)、6月 八ヶ岳・赤岳(長野県)に登りました。



【金時山】頂上で斧を掲げながら記念写真。雪を被った綺麗な富士山を拝みました。



【丹沢・塔ノ岳】表尾根を通過して頂上へ。頂上からは大倉尾根をひたすらひたすら下山。山桜を愛でながら平成最後のお花見もできました。



【八ヶ岳(赤岳)】1泊した行者小屋では奇跡的に霧が晴れ、普段めったにお目にかかれない周囲の山々をはっきりと見渡すことができました。行き帰りは緑の映える苔の絨毯が目に見え、童話の世界にいるようでした。

山行のメンバーは、全住協会員の代表者の方、社員の方やそのご家族、ご友人等々、その時々で老若男女様々です。頂上を目指すという共通の目標を持ち、綺麗な景色を楽しみながら新しい仲間が増えるという機会にも恵まれます。毎回下山後は地元の温泉・美味しい食事・お酒を楽しみながら、みんなでわいわいと懇親会を行いますので、より一層メンバーのことを知ることができると思います。

皆様、是非とも一度、全住協山岳同好会にご参加ください。

【8月以降の山行予定】

- 8月2日(金)～4日(日)
利尻岳(北峰1,719m 中級)
～日本最北端の百名山。
- 10月19日(土)
磐梯山(1,816m 初級)
～会津富士と呼ばれる端正な山容。360°の大展望。紅葉の盛りに登る贅沢な山行。
- 12月14日(土)
丹沢・大山(1,252m 初級)
～恒例の忘年会登山、しし鍋最高です！

【番外編】

- 8月20日(火)暑気払い
森のビアガーデン(信濃町)
<https://mbg.rkfs.co.jp/>

【全住協山岳同好会】

顧問 (株)荒井商店 荒井会長
代表世話人 翔和建物(株) 山田社長
世話人 (株)リビングサービス 福田社長
幹事 (株)ミタ・ホールディングス 三田社長
幹事 (株)ライフ・モア 佐藤社長
幹事 (株)コプロシステム 金田社長
事務局 エスクローファイナンス(株) 須田社長
協会事務局(問合せ) 東 TEL03-3511-0611

「全住協 新保障制度」のご案内

全住協では協会正会員の特典として、協会独自の保険制度である「**全住協 新保障制度**」を用意しております。

当制度は、全住協の正会員企業で働く役員・従業員の方々やご家族の様々なリスクをカバーできるように準備した、協会独自の制度です。加入方法は『会社加入コース』及び『個人加入コース』の2通りがあります。

会社加入コースは「従業員への福利厚生制度」として、個人加入コースは「役員・従業員が個人で加入し、掛金は給与天引できる制度」としてご利用いただけます。

詳しくは8月下旬頃に送付されますパンフレットをご覧ください。

《パンフレットの表紙》



これらのページは概要を説明したものです。ご加入に当たっては必ずパンフレット及び「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店又は引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店又は引受保険会社にお問い合わせください。

◎全住協 新保障制度 A 型の特長

**2019年商品改定を実施！
補償がさらに充実しました！**

プラン名	主な補償内容	加入コース	
		会社	個人
シンプル入院補償プラン(※1)(※2)	・入院1日につき 5,000円 ・手術を受けたとき 25,000円 又は 50,000円 ・放射線治療を受けたとき 50,000円(病気のみ)	○	○
がん補償プラン(※1)(※2)	・がんと診断確定されたとき 100万円(上皮内新生物でも同額を補償) ・がんで入院や手術・放射線治療を受けたとき、 シンプル入院プランと同額 を補償 ・がんと診断確定され、一定の要件(※3)に該当したとき 10万円	○	○
ケガ死亡補償プラン(※1)(※2)	・事故により死亡されたとき 1,000万円 ・事故により後遺障害が発生したとき最高 1,000万円	○	○
長期収入サポートプラン	・免責期間を超えて働けなくなったとき、毎月 1口当たり5万円 を最長60歳まで(最高4口20万円)	△ ※4	○
親の介護一時金補償プラン	・親が所定の要介護状態となったとき、プランにより 50万円・100万円・200万円 ・役員、従業員及びその家族が事故により死亡又は後遺障害が発生したとき最高 100万円 ・ 新規加入できる親の年齢が89歳まで拡大	×	○

(※1) シンプル入院プラン・がん補償プラン・ケガ死亡補償プランには、被保険者本人が所定の要介護状態となったときに**100万円**が補償される「本人の介護一時金」を各々オプションとして選択可能です。

(※2) 加入年齢範囲が**89歳**まで可能になりました。

(※3) がんと診断確定され**14日以上**継続入院し生存して退院したとき、又は**365日を超えて入院したときに保険金が支払われます。**

(※4) 長期サポートプランに会社加入コースはございませんが、同様の所得補償保険として「**全住協 新LTD制度**」を用意しております。詳細は8月下旬頃に配付されますパンフレットをご覧ください。

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

(2019年7月承認) B19-101469

◎全住協 新保障制度 B 型の特長

(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・がん外来治療保険金支払特約・

親孝行一時金支払特約・弁護士費用総合補償特約等セット団体総合保険)

全住協 新保障制度 B 型は、基本補償の「病気・ケガの医療補償」に加え、「がん外来治療サポート」「ご両親に対する介護サポート」「弁護士費用補償サポート」の「3つの備え」のセットプランとなります。

ご希望に応じて3コースそろえておりますので、手厚い医療補償に加えて離職・休職リスク対策としての「3つの備え」をセットした B 型を是非ご活用ください。

プラン名	主な補償内容				加入コース	
	詳細	松コース	竹コース	梅コース	会社	個人
病気・ケガの医療補償（※ 1）	入院 1 日につき	7,000 円	5,000 円	3,000 円	○	○
	通院 1 日につき	4,500 円	3,000 円	2,000 円		
	先進医療	500 万円				
がん外来治療サポート	がんによる外来治療（※ 2） 1 日につき	7,000 円	5,000 円	3,000 円		
ご両親に対する介護サポート（※ 3）	親が所定の要介護状態となったとき	300 万円	200 万円	100 万円		
弁護士費用補償サポート（※ 4）	法律相談費用	10 万円（自己負担額 1,000 円）				
	弁護士委任費用	300 万円（自己負担割合 10%）				

(※1)無料電話相談である「SOMPO 健康・生活サポートサービス」がご利用いただけます。

(※2)「外来治療」とは入院を伴う通院治療、入院を伴わない通院治療いずれも補償の対象となります。

(※3)「SOMPO 笑顔倶楽部」がご利用いただけます。

(※4)「弁護士紹介サービス」がセットされます。

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

(2019年7月9日承認) SJNK19-03838

◎全住協 新保障制度 A 型・B 型の 2019 年度募集スケジュール

	全住協 新保障制度 A 型	全住協 新保障制度 B 型
会社加入コース	随時加入可能	随時加入可能
個人加入コース	年 1 回の募集 (9 月 13 日締切)	随時加入可能

様々なニーズにお応えできるよう、多様なプランをご用意しております。詳しくは 8 月下旬頃にパンフレットをお送りしますので、内容をご確認いただき、是非加入のご検討をお願いします。

なお、当制度にご興味を持たれた企業さまに直接説明にお伺いさせていただきます。また、従業員さま向けの説明会等を実施させていただくことも可能です。専門のスタッフがご説明しますので、ご希望の企業さまは、お気軽に以下コールセンターまでお問い合わせください。

取扱代理店：ジャパン・アフィニティ・マーケティング株式会社

問 合 せ 先：アフィニティ・コンタクトセンター 0120-257-522 携帯電話からでもご利用いただけます。

受付時間 9：00～17：00 (祝日を除く月～金)

〒107-6216 東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー

協会だより

理事会・委員会開催状況

[理事会]

日 時 令和元年7月26日(金)16:00~16:50
場 所 ホテルニューオータニ
議 事 会員の入会承認、令和2年度政策要望等、第50回全国大会(大阪)、副委員長の追加等の審議、団体会員の名称変更について報告を行った。

[広報委員会]

日 時 令和元年7月11日(木)16:00~17:30
場 所 協会会議室
議 事 令和元年度広報委員会事業計画(案)、小委員会の設置、今後のスケジュール等について審議を行った。

[戸建住宅委員会]

日 時 令和元年7月18日(木)15:00~17:00
場 所 スクワール麹町
議 事 「戸建住宅の将来展望と今すぐやらなければならない対策~ブロックチェーン+トークン不動産=サブスクリプション住宅~」の講演を行った。

入会

正会員

会 社 名 株式会社CVC
代 表 者 石黒 健
住 所 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-1-7
永井ビル7階
T E L 03-6262-8300
F A X 03-6262-8301
事業内容 新たな価値を生み出すためには、今ある古いものを再構築しなければならない。



会 社 名 株式会社プレサンスコーポレーション
代 表 者 海瀬 和彦
住 所 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-2-9
三晶ビル8階
T E L 03-5204-0150
F A X 03-5204-0151
事業内容 分譲マンション供給戸数で2年連続全国第2位の総合マンションデベロッパー。



賛助会員

会 社 名 菊池総建株式会社
代 表 者 菊池 謙太
住 所 〒171-0014 東京都豊島区池袋4-30-10
T E L 03-5985-4252
F A X 03-5985-4292
事業内容 「想いをカタチに」内装工事を主体として、商・住空間を創造する施工会社。



会 社 名 株式会社Housmart
代 表 者 針山 昌幸
住 所 〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-8
マニエラ銀座ビル6階
T E L 03-6455-3311
F A X 03-6730-2824
事業内容 不動産営業追客支援ツール「プロボクラウド」等AIを駆使し不動産テック事業展開。



代表者変更

会 社 名 株式会社エイブル
新代表者 堺 大祐

会 社 名 株式会社MDI
新代表者 深山 将史

協会だより

会 社 名 しのはら A & M 株式会社
新代表者 山本 なな子

会 社 名 新日本建設株式会社
新代表者 高見 克司

会 社 名 ダイヤモンドアセットファイナンス株式会社
新代表者 羽根 彰

会 社 名 東京協同サービス株式会社
新代表者 本橋 昭典

会 社 名 株式会社トーシンパートナーズ
新代表者 千代谷 直之

会 社 名 日本プロパター株式会社
新代表者 木村 剛士

会 社 名 株式会社フォーユー
新代表者 内藤 篤美

会 社 名 株式会社プチグランデ
新代表者 高瀬 敏夫

会 社 名 ベターライフハウス株式会社
新代表者 西村 浩紀

会 社 名 ユニオンキャピタル株式会社
新代表者 小檜山 隆

会 社 名 株式会社ラパン
新代表者 磯崎 友子

会 社 名 株式会社リゾン
新代表者 槁本 太樹

会 社 名 リナイス株式会社
新代表者 西島 徳明

会 社 名 株式会社レオパレス21
新代表者 宮尾 文也

会 社 名 株式会社アプラス
新代表者 清水 哲朗

会 社 名 エース・トゥワン・グループ株式会社
新代表者 峰尾 泰宏

会 社 名 株式会社 F I S
新代表者 立見 秋司

会 社 名 株式会社ダイテック
新代表者 堀 誠一郎

会 社 名 株式会社つなぐネット
コミュニケーションズ
新代表者 株本 幸二

会 社 名 株式会社ファミリーネット・ジャパン
新代表者 伊藤 正二

会 社 名 株式会社リクルート住まいカンパニー
新代表者 北岸 優一

住所変更

会 社 名 青木あすなろ建設株式会社
新 住 所 〒101-0053 東京都千代田区美土代町 1-1
T E L 03-5419-1021(従来どおり)
F A X 03-5419-1022(従来どおり)

会 社 名 アルビオン都市開発株式会社
新 住 所 〒104-0061 東京都中央区銀座 6-3-12 数寄屋ビル 5 階
T E L 03-6252-3301(従来どおり)
F A X 03-6252-3302(従来どおり)

会 社 名 ハドソン・ジャパン株式会社
新 住 所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内

協会だより

1-6-5 丸の内北口ビルディング
12階

T E L 03-6269-2100(従来どおり)

F A X 03-3211-6278(従来どおり)

会 社 名 フージャースケアデザイン株式会社
新 住 所 〒103-0022 東京都中央区日本橋室
町4-3-16

新 T E L 03-3243-8110

新 F A X 03-3243-7661

会 社 名 株式会社ブッシュクロフィード
新 住 所 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿
1-20-4 Sreed EBISU3階

T E L 03-6451-1033(従来どおり)

F A X 03-6451-1034(従来どおり)

会 社 名 株式会社エルプラス
新 住 所 〒154-0024 東京都世田谷区三軒茶
屋1-37-2 SANCHIA6階

T E L 03-6453-2825(従来どおり)

F A X 03-6453-2827(従来どおり)

会 社 名 株式会社リスクマネジメント・ラボラトリー
新 住 所 〒140-0002 東京都品川区東品川
2-2-20 天王洲オーシャンスク
エア5階

T E L 03-5782-8522(従来どおり)

F A X 03-5782-8536(従来どおり)

電話番号・FAX番号変更

会 社 名 株式会社エム・シー・サービス
新 F A X 03-3725-0750

会 社 名 株式会社木下工務店
新 T E L 03-5908-3333
新 F A X 03-5908-2232

会 社 名 株式会社東都不動産
新 T E L 03-3489-6312

会 社 名 株式会社アイアンドエフ

新 F A X 03-3541-0738

会 社 名 エス・イー・シーエレベータ株式会社

新 T E L 03-5256-1171

新 F A X 03-5256-1172

会 社 名 株式会社ジャパンビルド

新 T E L 03-6455-2551

会 社 名 株式会社優良住宅ローン

新 F A X 03-5312-8892

会社名・住所変更

旧 社 名 株式会社トヨダ地所

新 社 名 株式会社カシワバラ・グラウンド

新 住 所 〒108-0075 東京都港区港南1-
8-27 日新ビル11階

T E L 03-3471-1050(従来どおり)

F A X 03-3471-1700(従来どおり)

代表者・住所変更

会 社 名 イノーヴ株式会社

新代表者 合沢 直晃

新 住 所 〒175-0094 東京都板橋区成増1-
30-13 1階

T E L 03-6479-1750(従来どおり)

F A X 03-5904-3551(従来どおり)

会社名・代表者変更

旧 社 名 株式会社ふかもと

新 社 名 東光商事株式会社

新代表者 稲井 秀樹

代表者・FAX番号変更

会 社 名 株式会社日立ビルシステム

新代表者 関 秀明

新 F A X 03-3253-3716

協会だより

業務日誌

6月7日(金)	・宅地建物取引士受験対策講座を開催。(L E C水道橋本校、毎週金曜日開催。)
14日(金)	・特保住宅(戸建住宅)検査員研修を開催。(住宅金融支援機構近畿支店)
18日(火)	・営業担当向け「仕事の数字基礎研修」を開催。(全水道会館) ・営業担当向け「住宅ローン基礎研修」を開催。(全水道会館) ・特保住宅(戸建住宅)検査員研修を開催。(弘済会館)
19日(水)	・(公社)全日本不動産協会・(公社)不動産保証協会定時総会懇親会に馬場会長、牧山代表理事ほかが出席。(ホテルニューオータニ)
20日(木)	・(公社)首都圏不動産公正取引協議会理事会、定時社員総会、懇親会に牧山代表理事ほか出席。(京王プラザホテル)
21日(金)	・特保住宅(戸建住宅)検査員研修を開催。(鹿児島商工会議所)
24日(月)	・住生活月間中央イベント実行委員会に馬場会長が出席。(ホテルグランドヒル市ヶ谷) ・(一社)住宅生産団体連合会定時総会、理事会、懇親パーティーに馬場会長ほか出席。 (ホテルグランドヒル市ヶ谷)
25日(火)	・特保住宅(戸建住宅)検査員研修を開催。(福井県協ビル)
27日(木)	・(公社)全国宅地建物取引業協会連合会・(公社)全国宅地建物取引業保証協会懇親会に馬場会長、牧山代表理事ほか出席。(ホテルニューオータニ) ・不動産英語入門研修を開催。(全水道会館) ・不動産英語基礎研修を開催。(全水道会館) ・特保住宅(戸建住宅)検査員研修を開催。(仙都会館)
28日(金)	・不動産・住宅業界のためのダイバーシティ(多様性・女性活躍推進)研修を開催。 (全水道会館)
7月2日(火)	・特保住宅(戸建住宅)検査員研修を開催。(秋田市にぎわい交流館A U)
4日(木)	・不動産流通セミナー(兼全住協安心R住宅研修)を開催。(弘済会館)
5日(金)	・特保住宅(戸建住宅)検査員研修を開催。(名古屋会議室 錦店)
9日(火)	・東京不動産業健康保険組合懇親会に牧山代表理事ほか出席。(明治記念館) ・新入社員研修2(基本行動定着研修)を開催。(全水道会館) ・特保住宅(戸建住宅)検査員研修を開催。(香川県建設会館)
10日(水)	・政策審議会を開催。(ホテルグランドヒル市ヶ谷)
11日(木)	・広報委員会を開催。(協会会議室) ・住宅ローン研修(実践編)～住宅ローン対策で成約件数をアップさせる方法～を開催。 (弘済会館)
12日(金)	・特保住宅(戸建住宅)検査員研修を開催。(ポルフォートとやま)
16日(火)	・「お笑い芸人から得る若手をやる気にさせる技～和と信頼のeyes management(目線の使い方)～」研修を開催。(弘済会館)
18日(木)	・戸建住宅委員会を開催。(スクワール麹町)
19日(金)	・特保住宅(戸建住宅)検査員研修を開催。(S T V北2条ビル)

会報 全住協 通巻77号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
(令和元年8月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に16社が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。今回は、そのうち2社の取扱商品をご紹介します。

商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

株式会社シンカ：おもてなし電話

オフィス向けクラウドCTIサービス『おもてなし電話』



OMOTENASHI DENWA

折返しの電話対応をもっとスムーズにしたい、取次ぎ先が分からずお客様をお待たせしてしまっている、もっとスピーディーな対応を目指したい。
『おもてなし電話』はそんな電話対応のお悩みを解決できるサービスです。オフィス電話の着信時、PCやタブレットに必要な顧客情報を素早く表示。社内に着信・顧客情報を共有して、業務効率や電話対応の品質向上を実現いたします。

価 格

月額利用料¥20,000～(スタンダードプランの場合)

全住協ビジネスネットワーク特典

初期費用(スタンダードプラン) ¥130,000→¥120,000

月額利用料(スタンダードプラン) 3か月間無料(4か月目から¥20,000)

問合せ先 営業部：長岡 優子
TEL 03-6721-0415
E-mail yuko.nagaoka@thinca.co.jp

株式会社ファイレスキュー：投擲消火用具

簡単・安全・初期消火



本体ボトルを発泡ケースから取り出して投げ割り消火するので、誰でも簡単に初期消火が可能。

消火原理は、火元を消火剤で消火すると同時に、火災の熱で消火剤が反応し、消火性ガスを発生して立体的に消火できる。そのため、火元の周囲も同時に消火できる。

<https://www.youtube.com/watch?v=azGmTOKSXic&feature=youtu.be>

価 格

応相談
全住協ビジネスネットワーク特典

問合せ先 顧 問：渡辺 琢
TEL 03-5823-4710
E-mail takunabe000@gmail.com